

令和2年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号			5号	6号	7号	8号
1	R3. 2. 18	R3. 3. 1	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・平成31年2月19日受付 第5期 決算変更届 一式（閲覧対象に限る） ・令和2年2月26日受付 第6期 決算変更届 一式（閲覧対象に限る）	38		1											1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
2	R3. 2. 18	R3. 3. 1	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇の以下の書類 ・平成28年2月19日受付 決算変更届 第19期、第20期、第21期、第22期、第23期 各一式（閲覧対象に限る） ・平成28年2月19日受付 建設業許可申請書 一式（閲覧対象に限る）	90		1											1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
3	R3. 2. 17	R3. 3. 3	令和3年1月7日付2都市政士第834号「開示請求に係る公文書の開示決定及び一部開示決定について」	9		1					1							開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
4	R3. 2. 18	R3. 3. 3	1 日野市川辺堀之内土地区画整理組合の事業計画の変更認可書 2 日野市川辺堀之内土地区画整理組合の事業計画の変更認可について（通知）	2		1												—	都市整備局市街地整備部区画整理課
5	R3. 2. 18	R3. 3. 3	1 土地区画整理組合による事業計画の変更認可申請について（進達） ※添付書類3. 議事録謄本と4. 位置図を除く	29		1											1	印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部区画整理課
6	R3. 1. 7	R3. 3. 5	建築計画概要書（都受付 令和2年12月25日）	9		1												—	都市整備局市街地建築部建築指導課
7	R3. 1. 7	R3. 3. 5	確認審査報告書（都受付 令和2年12月25日）	21		1					1		1					（7条2号）適合判定通知書に記載されている宛先及び構造計算適合性判定員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため （7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
8	R3. 3. 3	R3. 3. 5	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 （1）令和2年12月28日受付 決算変更届 第36期 一式（閲覧対象部分に限る）	14		1											1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
9	R3. 3. 1	R3. 3. 8	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和3年2月28日現在）	※		1												—	都市整備局市街地建築部建設課
10	R3. 3. 4	R3. 3. 8	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 （1）令和元年12月6日受付 決算変更届 第42期 一式（閲覧対象部分に限る）	32		1											1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
11	R3. 3. 5	R3. 3. 8	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 （1）平成28年3月30日受付 建設業許可申請書 一式（閲覧対象部分に限る）	27		1											1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
12	R3. 2. 10	R3. 3. 9	次に掲げる説明会の配布資料 ・都市計画道路補助第29号線（補助第26号線～大原通り間）に係る用地測量説明会（平成26年6月24日開催） ・補助第29号線に係る用地説明会（平成27年3月11日開催）	29	1														—	都市整備局第一市街地整備事務所事業課
13	R3. 2. 10	R3. 3. 9	次に掲げる説明会の議事録 ・都市計画道路補助第29号線（補助第26号線～大原通り間）に係る用地測量説明会（平成26年6月24日開催） ・補助第29号線に係る用地説明会（平成27年3月11日開催）	59	1					1									氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	都市整備局第一市街地整備事務所事業課
14	R3. 3. 2	R3. 3. 10	第二市街地整備事務所の以下の職員の旅費請求内訳書（令和2年12月1日から令和3年2月28日まで分） (1) ○○ ○○ (2) ○○ ○○ (3) ○○ ○○	29	1					1									職務の級及び自宅の最寄り駅は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	都市整備局第二市街地整備事務所管理課
15	R3. 3. 5	R3. 3. 11	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和3年2月28日現在）	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設課
16	R3. 2. 27	R3. 3. 12	(1) 東京都市計画公園の変更について（28都市政緑第500号） (2) 東京都市計画公園の変更について（渋谷区決定）【第3・3・32号宮下公園】（28都市政緑501号） (3) 平成27年から平成30年まで○○公園（神宮前○丁目○○と渋谷○丁目○○）にかかる、都市計画公園の変更の申請についてのうち 2、○○また○○から提出された申請書と図面と全書面のかがみ 3、東京都から2で提出された申請書に対しての許可また修正の全書類と返信した全書面のかがみ																(1) 及び(2)の公文書は、平成28年度に取得及び作成された3年保存の公文書であるため、令和2年度に廃棄済みであり、現在は存在しないため (3)の公文書は、実施機関では取得しておらず、存在しないため	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
17	R3. 2. 27	R3. 3. 12	①平成28年12月15日付渋土緑発第66号「東京都市計画道路の変更について」（添付書類の鏡を含む。） ②平成29年1月19日付28都市基街第277号「協議結果通知書」	7	1														—	都市整備局都市基盤部街路計画課
18	R3. 2. 27	R3. 3. 12	平成27年から平成30年まで○○公園（神宮前○丁目○○と渋谷○丁目○○）にかかる、都市計画道路の変更の申請について2、○○また○○から提出された申請書と図面と全書面のかがみ3、東京都から2で提出された申請書に対しての許可また修正の全書類と返信した全書面のかがみ																開示請求に係る公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	都市整備局都市基盤部街路計画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	存在不応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
19	R3. 1. 19	R3. 3. 12	令和2年3月3日付け「三田小山町西地区市街地再開発組合設立認可申請書」	1577	1														<p>(7条2号)氏名及び住所、市街地再開発準備組合の構成員の氏名、添付書類(印鑑登録証明書、住民票及び登記事項証明書)、その他同意状況に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>(7条2号、7条3号)土地の地番、地目、面積などの所有権又は借地権に係る状況が識別できる情報、未登記の借地権に関する情報、所有権(借地権)者別調書に関する情報、所有権(借地権)者別同意状況名簿に関する情報、未登記借地権申告受理状況報告書に関する情報及び借地権申告書は、財産の状況に関する情報であり、当該財産の所有者が個人である場合には、特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、当該財産の所有者が法人である場合には、法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合の事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)定款中の専有面積及び概算額、事業計画書中の支出金明細及び資金調達計画、法人の名称、所在地、代表者の氏名などの法人に関する情報、同意書の添付書類(印鑑証明書、商業登記簿等)並びにその他同意状況に関する情報は、市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、土地の地番、地目、面積などの所有権又は借地権に係る状況が識別できる情報、未登記の借地権に関する情報、所有権(借地権)者別調書に関する情報、所有権(借地権)者別同意状況名簿に関する情報、未登記借地権申告受理状況報告書に関する情報及び借地権申告書は、市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該市街地再開発組合に関する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号)署名、印影及び自署は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局市街地整備部再開発課	
20	R3. 3. 10	R3. 3. 12	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和3年3月10日現在)	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設課	
21	R3. 3. 10	R3. 3. 12	建設業新規許可業者名簿(東京都知事許可 令和3年2月分)	4	1														—	都市整備局市街地建設部建設課	
22	R3. 2. 27	R3. 3. 15	①平成28年12月15日付渋土緑発第65号「東京都市計画駐車場の変更について(添付書類の鏡を含む。) ②「協議結果通知書」(28都市基交第663号。平成29年1月19日施行)	※	1														—	都市整備局都市基盤部交通企画課	
23	R3. 2. 27	R3. 3. 15	平成27年から平成30年まで〇〇公園にかかる、都市計画駐車場の変更の申請について2、〇〇また〇〇から提出された申請書と図面と全書面のかがみ3、東京都から2で提出された申請書に対しての許可また修正の全書類と返信した全書面のかがみ																	開示請求に係る公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	都市整備局都市基盤部交通企画課
24	R3. 2. 21	R3. 3. 15	廃棄したとされる「中央区晴海五丁目西第一種市街地再開発事業・事業計画のうち資金計画の計算内訳またはそれに類する資料」の廃棄起案文書、当該資料の一覧。																	開示請求に係る公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	都市整備局市街地整備部再開発課
25	R3. 3. 4	R3. 3. 16	建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所株式会社〇〇 受付番号令和元年度第〇〇番)	5	1															印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建築企画課
26	R3. 3. 5	R3. 3. 16	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 令和2年10月7日受付 決算変更届 第44期 一式(閲覧対象部分に限る)	17	1															印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
27	R3.3.5	R3.3.16	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 令和2年12月23日受付 決算変更届 第9期 一式 (閲覧対象部分に限る)	39		1												1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
28	R3.3.5	R3.3.16	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 令和2年9月17日受付 決算変更届 第9期 一式 (閲覧対象部分に限る)	15		1												1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
29	R3.3.5	R3.3.16	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 令和2年5月14日受付 決算変更届 第9期 一式 (閲覧対象部分に限る)	27		1												1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
30	R3.3.8	R3.3.16	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 令和2年10月7日受付 決算変更届 第3期 一式 (閲覧対象部分に限る)	17		1												1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
31	R3.2.27	R3.3.17	(1) 「東京都市計画地区計画の変更に関する協議について (代官山地区地区計画他17件 渋谷区決定)」 (28都市政士第518号) (2) 平成27年から平成30年まで〇〇公園 (神宮前〇丁目〇〇と渋谷〇丁目〇〇) にかかる、地区計画変更の申請についてのうち 2、〇〇また〇〇から提出された申請書と図面と全書面のかがみ 3、東京都から2で提出された申請書に対しての許可また修正の全書類と返信した全書面のかがみ															1	(1) の公文書は、平成28年度に取得及び作成された3年保存の公文書であるため、令和2年度に廃棄済みであるため、現在は存在しない。 (2) の公文書は、実施機関では取得しておらず、存在しないため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
32	R3.3.10	R3.3.18	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 令和3年2月19日受付 決算変更届 第12期 一式 (閲覧対象部分に限る)	21		1												1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
33	R3.3.10	R3.3.18	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 令和3年2月18日受付 決算変更届 第25期 一式 (閲覧対象部分に限る)	22		1												1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
34	R3.3.12	R3.3.18	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 令和3年1月26日受付 決算変更届 第52期、第51期、第50期 各一式 (閲覧対象部分に限る)	51		1												1	印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存在不応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
35	R3. 1. 19	R3. 3. 18	(1) 用途地域(第二種住居地域)に関する文書 (2) ○○の施設用途について(補足説明資料) (3) 敷地図 (4) 意匠設計に関する文書	19		1													(7条3号、6号) 施設用途等に関する情報は、事業者が独自性をもって創意的に当該施設の展示内容、運営方法が記載されており、当該情報が外部に流出した場合、同業他社に技術や演出内容等を模倣や盗用されることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該情報には、事業者が作成した事前相談資料に記載された独自性をもって作成した計画案が記されている。これらの情報を公にすることにより、事業者が都への事前相談を控えるなど、東京都の建築指導行政の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7条3号、6号) 敷地図、敷地図兼配置図は、設計会社等が長年の技術開発と自助努力によって得た建築物の最適な配置計画等の技術情報が記載されている。当該情報が外部に流出した場合、同業他社に技術を盗用されることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該情報には、事業者が作成した事前相談資料に記載された独自性をもって作成した計画案が記されている。これらの情報を公にすることにより、事業者が都への事前相談を控えるなど、東京都の建築指導行政の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条3号、4号、6号) 設計概要(設計概要、計画概要を含む。)、配置図、平面図、屋根伏図、立面図、断面図は、設計会社等が長年の技術開発と自助努力に基づき作成した計画建築物の配置、各室の配置等の技術情報が記載されており、当該情報が外部に流出した場合、同業他社に技術を盗用されることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該文書を公にすることで、建物内部の構造や用途、配置状況が把握され、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすおそれがあるため。さらに、左記の情報には、事業者が作成した事前相談資料に記載された独自性をもって作成した計画案が記されている。これらの情報を公にすることにより、事業者が都への事前相談を控えるなど、東京都の建築指導行政の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第4号) 平面図は、当該情報を公にすることで、建物内部の構造や用途、配置状況が把握され、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
36	R3. 3. 5	R3. 3. 19	東京都第2再開発事務所(第二市街地整備事務所)の職員らの取引先との会食状況がわかる文書。<稟議書含む>																開示請求に係る文書について、実施機関では、職員が取引先と会食を行った記録を保有していない。よって、当該文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	都市整備局第二市街地整備事務所管理課
37	R3. 1. 19	R3. 3. 19	平成30年11月29日付30都市建指第543号「建築基準法に基づく許可案件の建築審査会への付議について(第1294回 平成30年12月17日開催)」	※		1													(7条3号及び4号) 道路上空通路イメージ、全体配置、上空通路1階平面図、上空通路2階平面図、上空通路断面図、断面詳細図・短計図は、建築中の建物の未公表の内容であり、一般に公にされていない当該法人の資産に関する内部管理情報である。これらの情報を公にすることにより、法人の経営能力や事業運営計画が明らかとなり、事業運営計画に影響を与え、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該文書を公にすることで、建物内部の構造や用途、配置状況が把握され、建物への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、防犯上の支障をきたすため (7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
38	R3. 3. 9	R3. 3. 22	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書(町田市大蔵町○○)に係る次の図面 ・土地利用計画図・給排水施設設計図(出来高確認図) ・測定結果表(測定箇所 宅地3 No. 3-1) ・測定結果表(測定箇所 宅地3 No. 3-2) ・測定結果表(測定箇所 宅地3 No. 3-3)	4		1													(7条2号) 法人の住所者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局都市基盤部調整課
39	R3. 3. 19	R3. 3. 22	東京都市計画河川妙正寺川計画図 (住所: 東京都新宿区中落合○○-○○付近)	1		1													—	都市整備局都市基盤部調整課
40	R3. 2. 12	R3. 3. 22	(1) 甲第7号証 (2) 乙第1号証 (3) 乙第2号証 (4) 乙第3号証	※		1													—	都市整備局市街地建築部調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
41	R3. 2. 12	R3. 3. 22	(1) 甲第8号証 (2) 甲第40号証の1 (3) 甲第40号証の2 (4) 甲第40号証の3 (5) 甲第40号証の4 (6) 甲第40号証の5 (7) 甲第40号証の6 (8) 甲第40号証の7 (9) 甲第40号証の8	※		1													(7条2号) 氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、建築場所、設置場所又は築造場所、建物名、主要用途のうち戸数は、公にすると、本件対象公文書に係る訴訟が特定されることにより、本件訴訟の関係者の氏名等の個人情報が明らかになり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものと認められるため。さらに、訴訟に関わる物件の住所は、公にすると、本件対象公文書に係る訴訟が特定されることにより、本件訴訟の関係者の氏名等の個人情報が明らかになり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものと認められるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部調整課
42	R3. 3. 17	R3. 3. 23	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 平成28年7月19日受付 建設業許可申請書 一式 (閲覧対象部分に限る) (2) 平成28年7月19日受付 役員の変更届 一式 (閲覧対象部分に限る) (3) 平成28年7月19日受付 決算変更届 第28期、第27期、第26期 各一式 (閲覧対象部分に限る) (4) 平成24年7月3日受付 決算変更届 第25期 一式 (閲覧対象部分に限る) (5) 平成23年7月15日受付 決算変更届 第23期 一式 (閲覧対象部分に限る)	101		1													印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
43	R3. 3. 17	R3. 3. 23	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 平成29年4月14日受付 建設業許可申請書 一式 (閲覧対象部分に限る)	14		1													印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存在 不応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
44	R3.3.8	R3.3.23	道路位置指定申請図(63多西開道第27号、昭和63年6月22日指定)	1	1														都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課	
45	R3.3.22	R3.3.24	建設業新規許可業者名簿(東京都知事許可 令和3年2月分)	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課	
46	R3.3.11	R3.3.25	(1) 建設業許可申請書(平成28年11月2日付) (2) 誓約書 (3) 定款 (4) 健康保険等の加入状況 (5) 実務経験証明書 (6) 注文書①(平成13年6月7日付) (7) 注文書②(平成13年10月11日付) (8) 注文書③(平成13年11月20日付) (9) 注文書④(平成15年1月17日付) (10) 注文請書①(平成15年1月24日付) (11) 注文書⑤(2003年3月27日付) (12) 工事注文書①(平成15年9月25日付) (13) 注文書⑥(平成17年5月10日付) (14) 注文書⑦(平成17年8月26日付) (15) 注文書⑧(平成17年7月12日付) (16) 注文書⑨(平成17年11月18日付) (17) 注文書⑩(平成17年11月18日付) (18) 注文書⑪(平成18年3月10日付) (19) 注文書⑫(平成18年8月3日付) (20) 注文書⑬(平成18年9月7日付) (21) 注文書⑭(平成18年12月4日付) (22) 注文書⑮(平成19年2月16日付) (23) 注文書⑯(平成19年5月21日付) (24) 注文書⑰(平成19年10月4日付) (25) 注文書⑱(平成20年1月7日付) (26) 注文書⑲(平成20年2月4日付) (27) 注文書⑳(平成20年4月18日付) (28) 注文書㉑(平成20年12月18日付) (29) 注文書㉒(平成21年4月30日付) (30) 請求書①(平成21年1月25日付) (31) 請求書②(平成21年7月25日付) (32) 請求書③(平成21年12月10日付) (33) 請求書④(平成21年8月31日付) (34) 通帳(写し) (35) 注文書㉓(平成22年3月23日) (36) 注文書㉔(平成22年8月16日付) (37) 注文書㉕(平成22年9月17日付) (38) 注文書㉖(平成22年12月2日付) (39) 注文書㉗(平成23年3月31日付) (40) 注文書㉘(平成23年4月20日付) (41) 注文書㉙(平成23年6月1日付) (42) 注文書㉚(平成24年1月15日付) (43) 注文書㉛(平成24年2月4日付) (44) 注文書㉜(平成24年9月19日付) (45) 注文書㉝(平成24年11月12日付) (46) 注文書㉞(平成24年12月13日付) (47) 注文書㉟(平成25年1月5日付) (48) 注文書㊱(平成25年1月5日付) (49) 注文書㊲(平成25年4月25日付) (50) 注文書㊳(平成25年5月29日付) (51) 注文書㊴(平成25年10月7日付)	90	1			1	1	1										都市整備局市街地建築部建設業課

(7条2号) 住所、生年月日、実務経験の内容は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため

(7条3号) 入出金に関する情報等は、財産に関する内部管理情報であり、公にすることにより、資産や経営状況、経営方針等が明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため

(7条3号) 法人の契約内容に関する情報は、契約当事者間で、契約時の経済状況、社会状況等を考慮し、交渉の結果として形成される契約の内容である。これを公表することにより、企業の契約方針や契約の相手方が明らかとなるとともに、今後他の契約の交渉において、相手方の有利な交渉手段として利用され、取引上不利を被るおそれがあるため。また、同情報は、財産に関する内部管理情報でもあり、公にすることにより、資産や経営状況、経営方針等が明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため

(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分 (根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号			5号	6号	7号
			(52) 注文書⑩ (平成25年11月1日付) (53) 工事注文書② (平成26年6月5日付) (54) 工事注文書③ (平成26年6月5日付) (55) 工事注文書④ (平成26年5月10日付) (56) 工事注文書⑤ (平成26年5月10日付) (57) 請負契約書① (平成26年7月26日付) (58) 注文書④① (平成26年9月2日付) (59) 内訳明細書① (60) 注文書④② (平成26年11月9日付) (61) 注文書④③ (平成26年11月13日付) (62) 請負契約書② (平成26年11月22日付) (63) 注文書④④ (平成27年4月1日付) (64) 内訳明細書② (65) 注文書④⑤ (平成27年5月7日付) (66) 工事注文書⑥ (平成27年9月5日付) (67) 注文書④⑥ (平成27年5月25日付) (68) 注文書④⑦ (平成28年2月4日付) (69) 内訳明細書③ (70) 注文書④⑧ (平成28年3月9日付) (71) 内訳明細書④ (72) 注文書④⑨ (平成28年7月25日付) (73) 注文書④⑩ (平成28年7月6日付) (74) 内訳明細書⑤ (75) 内訳明細書⑥ (76) 変更届出書 (令和2年11月18日付) (77) 変更届出書 (平成28年11月2日付)															
47	R3.3.11	R3.3.25	(1) 役員等の一覧表 (2) 営業所一覧表 (新規許可等) (3) 営業所一覧表 (更新) (4) 専任技術者一覧表 (5) 工事経歴書① (6) 直前3年の各事業年度における工事施工金額① (7) 使用人数 (8) 営業の沿革 (9) 所属建設業者団体 (10) 主要取引金融機関名 (11) 工事経歴書② (12) 直前3年の各事業年度における工事施工金額② (13) 財務諸表① (14) 事業報告書① (15) 工事経歴書③ (16) 直前3年の各事業年度における工事施工金額③ (17) 財務諸表② (18) 事業報告書②	48	1												—	都市整備局市街地建築部建設課
48	R3.2.2	R3.3.25	(1) 12/11(火)米軍横田基地におけるPFOSを含む泡消火剤漏出の疑い(報道等関連想定) (平成30年12月11日付け11:19) (2) FW:(東京都)普天間飛行場でのPFOSを含む泡消火剤の基地外流出に係る質問について(令和2年4月15日付け10:26)	※	1									1			職員のメールアドレス及び一般職員の内線番号は、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、地方自治体の事務担当課のメールアドレスは、限られた一定の者に対してのみ明らかにされている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の連絡が大量にあるおそれがあるなど、当該事務担当課の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局基地対策部基地対策担当
49	R3.2.2	R3.3.25	(1) 渉外知事会令和元年度臨時幹事会(R1.11.22)における重点要望等に対する国からの説明について【防衛省】 (2) 米軍基地における泡消火剤の漏出事故に関する緊急要請に対する回答	※	1												—	都市整備局基地対策部基地対策担当

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存在 不応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
50	R3. 2. 4	R3. 3. 26	(1) 土地売買契約書 (平成25年4月30日付24都市整多第256号) (2) 土地売買契約書 (平成25年7月3日付25都市整多第57号) (3) 土地売買契約書 (平成25年9月4日付25都市整多第76号) (4) 土地売買契約書 (平成26年9月9日付26都市整多第80号) (5) 土地売買契約書 (平成27年1月6日付26都市整多第144号) (6) 土地売買契約書 (平成27年1月9日付26都市整多第154号) (7) 土地売買契約書 (平成27年1月28日付26都市整多第150号) (8) 土地売買契約書 (平成27年12月7日付27都市整多第124号) (9) 土地売買契約書 (平成27年12月11日付27都市整多第113号) (10) 土地売買契約書 (平成28年3月14日付27都市整多第191号) (11) 土地売買契約書 (平成29年11月7日付29都市整多第134号) (12) 土地売買契約書 (平成29年11月7日付29都市整多第135号) (13) 土地売買契約書 (平成30年9月28日付30都市整多第93号)	※		1					1	1	1			1			(7条2号) 氏名及び住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため (7条3号) 法人の名称は、法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条2号、7条3号) 所在、地番、地目及び地積は、契約当事者が個人である場合には、財産の状況に関する情報であり、公にすることにより、ほかの情報と照合することで特定の個人を識別することができるため。また、契約当事者が法人である場合には、法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条2号、7条3号、7条6号) 売買代金は、契約当事者が個人である場合には、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるものであるため。また、契約当事者が法人等である場合には、法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。さらに、契約当事者が他の地方公共団体である場合には、当該地方公共団体の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるため	都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン課
51	R3. 2. 4	R3. 3. 26	土地売買契約書 (平成29年11月15日付29都市整区第336号)	※		1					1	1							(7条2号) 直筆の署名は、特徴ある筆跡によって特定の個人を識別することができる情報であり、当該署名を公にした場合には、その筆跡を模倣して悪用されることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部区画整理課
52	R3. 2. 4	R3. 3. 26	・ 土地売買契約書 (平成25年11月11日付25都市整管第869号) ・ 土地売買契約書 (平成30年2月9日付29都市整管第1029号) ・ 土地売買契約書 (令和元年8月6日付31都市整管第531号)	※		1					1	1	1						(7条2号) 氏名及び住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。また、所在、地番、地目及び地積は、財産の状況に関する情報であり、公にすることにより、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるため。さらに、売買代金は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (7条3号) 法人の名称は、法人等の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易とし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部管理課
53	R3. 2. 4	R3. 3. 26	保留地売買契約書(平成29年11月15日付29都市整管第506号)	※		1					1	1							(7条2号) 直筆の署名は、特徴ある筆跡によって特定の個人を識別することができる情報であり、当該署名を公にした場合には、その筆跡を模倣して悪用されることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局第二市街地整備事務所管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存在 存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
54	R3. 2. 4	R3. 3. 26	(1) 譲渡契約書 (平成25年5月28日付け) (2) 譲渡契約書 (平成25年4月15日付け) (3) 譲渡契約書 (平成25年4月17日付け) (4) 譲渡契約書 (平成25年5月14日付け) (5) 譲渡契約書 (平成25年5月20日付け)	※		1													(7条2号) 氏名及び住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、直筆の署名は、特徴ある筆跡によって特定の個人を識別することができる情報であり、当該署名を公にした場合には、その筆跡を模倣して悪用されることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条2号、7条3号) 室番号及び専有面積、敷地利用権割合(共有持分)並びに譲渡代金は、契約当事者が個人の場合には、財産の状況に関する情報であり、公にすることにより、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるため。また、当該情報は、契約当事者が法人等の場合には、法人等の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条2号、7条3号) 引渡日は、譲渡に係る不動産の特定につながるなど、財産の状況に関する情報であり、当該財産の所有者が個人である場合には、公にすることにより、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるため。また、当該情報は、他の情報と照合することで譲渡に係る不動産の特定につながる情報であり、当該財産の所有者が法人又は事業を営む個人である場合には、法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条3号) 法人の名称及び所在地は、法人等の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局第二市街地整備事務所事業課
55	R3. 2. 4	R3. 3. 26	(1) 敷地譲渡契約書(北新宿地区2街区2-2B棟) (平成26年2月12日付25都市整再第99号) (2) 敷地譲渡契約書(北新宿3街区3-1棟) (平成26年2月12日付25都市整再第99号) (3) 敷地譲渡契約書(亀戸・大島・小松川第三地区E43街区) (平成27年8月31日付27都市整再第247号) (4) 敷地譲渡契約書(亀戸・大島・小松川第三地区Pe30街区) (令和元年9月30日付都市整再第447号) (5) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-3街区) (平成28年12月5日付28都市整再第516号) (6) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-4街区) (平成28年12月5日付28都市整再第516号) (7) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-5街区) (平成28年12月5日付28都市整再第516号) (8) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-6街区) (平成28年12月5日付28都市整再第516号) (9) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-7街区) (平成28年12月5日付28都市整再第516号)	※		1													印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開課
56	R3. 2. 4	R3. 3. 26	(1)上目黒一丁目地区プロジェクト 土地売買契約(平成27年9月30日付け) (2)汐留西地区都有地活用プロジェクト 土地売買契約書(平成30年3月20日付け)	※		1													印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部企画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	存在 不応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
57	R3. 2. 4	R3. 3. 26	土地売買契約書（平成28年11月30日付28都市整管第423号）	※	1							1	1							（7条3号）地積（実測）及び売買代金は、法人等の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部防災都市づくり課
58	R3. 3. 22	R3. 3. 28	(1) 建築計画概要書（平成28年度 第5201号） (2) 建築計画概要書（平成28年度 第5209号）	9	1															—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
59	R3. 3. 22	R3. 3. 29	建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届（令和2年4月17日付收受。31第2086号）	7	1															—	都市整備局市街地建築部建築企画課
60	R3. 2. 2	R3. 3. 30	羽田空港機能強化の情報提供等に関する調査委託報告書（平成31年3月）	※	1															—	都市整備局都市基盤部交通企画課
61	R3. 2. 2	R3. 3. 30	(1) 羽田空港機能強化に関する都の情報提供（PR）のあり方検討委託 報告書（2018年3月） (2) 平成31年度 東京における航空機能に関する調査委託 報告書（令和2年3月）	※	1															（7条3号）試作媒体に関する情報は、法人等が保有する生産技術上の情報であり、公にすることにより、同業者等が当該情報を知ることが可能になるなど、当該法人等の競走上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条5号）業務フローや航空需要予測、羽田空港の更なる機能強化、学識経験者のヒアリング等に関する情報は、羽田空港の更なる機能強化に関する検討段階の情報である。これらの情報は、都の機関の内部における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため	都市整備局都市基盤部交通企画課
62	R3. 3. 17	R3. 3. 30	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 建設業許可申請書 (2) 誓約書 (3) 定款 (4) 健康保険等の加入状況 (5) 念書 (6) 経營業務の管理責任者証明書 (7) 経營業務の管理責任者の略歴書 (8) 専任技術者証明書 (9) 二級建築士免許証明書 (10) 株主（出資者）調書 (11) 納税説明書	15	1							1	1	1						（7条2号）管理責任者の生年月日、住所等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7条2号又は3号）株主（出資者）名、住所が個人のものである場合には、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。株主（出資者）名、住所が法人のものである場合には、法人の財産に関する内部管理情報であって、公にすることにより、資産や経営状況、経営方針等が明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるため （7条3号）納税証明書に記載された納税額に関する情報は、法人の財産に関する内部管理情報であって、公にすることにより、資産や経営状況、経営方針等が明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
63	R3. 3. 17	R3. 3. 30	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 (1) 役員等の一覧表 (2) 営業所一覧表（新規許可等） (3) 専任技術者一覧表 (4) 工事経歴書 (5) 直前3年の各事業年度における工事施工金額 (6) 使用人数 (7) 財務諸表 (8) 営業の沿革 (9) 所属建設業者団体 (10) 主要取引金融機関名 (11) 別とじ用表紙	22	1															—	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
64	R3.3.17	R3.3.30	履歴事項全部証明書															当該公文書は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第140条の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている書類であるため（東京都情報公開条例第2条の2に該当）	都市整備局市街地建築部建設業課
65	R3.3.21	R3.3.30	東京都建築審査会26建審・請第1号審査請求事件の裁決および同裁決の取消しを求めた取消訴訟の地裁判決、高裁判決、最高裁決定の写しを国土交通省関東地方整備局建政部建築安全課長に情報提供することについて、東京都都市整備局市街地建築部調整課長が東京都生活文化局情報公開課に報告することを決裁した文書一式。				1											当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しないため	都市整備局市街地建築部調整課
66	R3.3.17	R3.3.31	調査報告書（平成28年2月23日付研本コ第20475号）	120	1					1	1	1						（7条2号）不動産鑑定士の直筆署名は、特徴ある筆跡によって特定の個人を識別することができる情報であり、当該署名を公にした場合には、その筆跡を模倣して悪用されることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号）不動産鑑定会社が独自に収集した取引事例等の情報は、不動産鑑定会社が独自に収集・加工した情報が含まれており、公にすることにより、当該不動産鑑定概査の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。